

仙台市分譲マンション 管理相談員派遣事業

管理会社との契約内容
を見直したい

管理組合を
つくりたい

長期修繕計画は、
どうやってつくれる
いいんだろう…

管理計画の認定に向
けて、管理状況の改
善をしたい！

大規模修繕工事の
具体的な進め方が
わからない…

修繕積立金の徴収額
を増額したい

管理規約を見直したい

居住者名簿を作りたいが、
どのように情報を集めたら
いいのか…

分譲マンションの管理運営で
お困りではありませんか？

仙台市では
『組合運営の改善』『マンションの維持向上』
に取り組む管理組合を支援するために、
専門の相談員を無料で派遣しています！



1 申込資格

申込みができるのは、分譲マンションの管理組合です。

ただし、次のア又はイに該当する場合、2名以上の区分所有者により申込みを行うことができます。

- ア 管理組合が存在しないとき
- イ 管理組合の総会等が直近2年以内に開催されていないとき

2 相談員派遣にかかる費用

仙台市が全額を負担します。

3 相談場所及び時間と相談内容

□ 相談場所及び時間

相談場所については、**申込者側で準備していただきます。**
なお、1回の相談時間は**2時間**を目安とします。

□ 相談できる内容

【管理運営の改善を目的とした相談】

- ◆ 管理組合がない。
- ◆ 管理組合総会において議事録を作成していない。（直近2年以内）
- ◆ 管理組合の組合員名簿がない。
- ◆ 総会または理事会を開催していない。（直近2年以内）
- ◆ 管理規約がない、または規約はあるが一度も改正したことがない。
- ◆ 管理費または修繕積立金を徴収していない。
- ◆ 修繕積立金の徴収月額が修繕積立金ガイドラインの目安下限値より少額となっている。
- ◆ 徴収している管理費及び修繕積立金の区分経理がされていない。
- ◆ 管理委託契約の契約書がない。（管理業務を委託している場合）
- ◆ 大規模修繕を実施していない。（築年数20年以上）
- ◆ 長期修繕計画がない。

【管理運営の維持向上を目的とした相談】

- ◆ 修繕積立金を増額したい。
- ◆ 管理規約を改正したい。
- ◆ 大規模修繕工事を実施したい。
- ◆ 長期修繕計画の見直しをしたい。
- ◆ 修繕積立金等の滞納について相談したい。
- ◆ 名簿等の作成について相談したい。
- ◆ その他の相談をしたい。

（留意事項）

- 相談回数は、管理状況や相談内容によって異なります。
- 詳細な調査・見積り・設計等の実務は、本派遣事業の対象とはなりません。



4 申込み方法

ホームページに掲載している申込書一式により、申込みください。

なお、初めて制度を活用する場合は、仙台市又は派遣団体との**事前打合せが必須**となります。

【派遣団体】

- （一社）宮城県マンション管理士会
- （NPO）東北マンション管理組合連合会
- （一社）宮城県建築士事務所協会

【ホームページはこちら】



【問合せ先】

仙台市 住宅政策課 居住推進係（二日町第五仮庁舎9階）
〒980-0802
仙台市青葉区二日町12-34（オンワード樫山仙台ビル9階）
TEL：022-214-8306 / FAX：022-268-2963